

## ○公立大学法人福岡女子大学職員給与規程

法人規程第 14 号  
平成 18 年 4 月 1 日

(目的等)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則（平成 18 年法人規程第 10 号。以下「就業規則」という。）第 28 条の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

**第 2 条** この規程は、就業規則第 3 条第 1 項に規定する職員であって、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程（平成 18 年法人規程第 15 号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

**第 3 条** この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

**第 4 条** この規程に基づく給与は、次条第 2 項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員宿舍の貸付料及び職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

(2) 財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるもの

4 第 2 項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

**第 5 条** 給料は、正規の勤務時間（公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び

休暇等に関する規程（平成18年法人規程第26号。以下「勤務時間規程」という。）第11条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

- 2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

（給料表）

**第6条** 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1）教育職給料表（別表第1）

（2）事務職給料表（別表第2）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第3）によるものとする。
- 3 理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

**第7条** 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人福岡女子大学出向規程（平成18年法人規程第28号）に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が

別に定める。

(給料の支給方法)

**第8条** 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月 21 日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等（勤務時間規程第 8 条第 3 号及び第 4 号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。

3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

**第9条** 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

**第10条** 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないとき認めるときは、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 4 に掲げる調整基本額（その額が給料月額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程（前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程）を担当する者	2
(2) 大学院担当教員（(1) に掲げる者を除く。） (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で理事長が別に定めるもの	1

- 3 給料の調整額は、給料の一部とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(初任給調整手当)

**第11条** 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(管理職手当)

**第12条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、給料月額に100分の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(扶養手当)

**第13条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族である子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(被扶養者に関する届出)

**第14条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

**第15条** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4.75を乗じて得た額を月額として職員に支給する。

（住居手当）

**第16条** 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が職員を居住させるため設置した住宅（単身者のための施設を含む。）の貸付けを受け、貸付

料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額に住居手当を支給する。

- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
  - (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額
- 2 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの（理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。）には、月額 4,500 円に住居手当を支給する。
  - 3 第 18 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次項において「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第 1 項各号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に住居手当を支給する。
  - 4 単身赴任手当受給職員で、直前の住居につき第 2 項の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、第 2 項に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が第 2 項の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。
  - 5 第 1 項又は第 2 項に規定する職員のうち第 3 項又は前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第 1 項又は第 2 項の規定による額及び第 3 項又は前項の規定による額の合計額とする。
  - 6 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

**第 17 条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの）を利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
    - (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じ、理事長が別に定める額（以下「距離対応額」という。）に支給対象期間の月数を乗じて得た額
    - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額
  - 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。
  - 4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。
  - 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

**第18条** 国家公務員、地方公共団体の職員又は他の公立大学法人の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通

勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000 円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

**第19条** 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の2に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

**第20条** 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 前2項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合に

においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することが命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する理事長が定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1か月について60時間を超えた職員については、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定に関わらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間規程第11条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

（休日勤務手当）

**第21条** 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

（夜間勤務手当）

**第22条** 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第23条** 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地

域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

**第 24 条** 第 12 条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第 8 条、第 9 条又は第 10 条の規定に基づく休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

**第 25 条** 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 27 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第 27 条においてこれらの日を「支給日」という。）に同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第 8 条第 2 項の規定を準用する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇となり、又は死亡した職員（第 29 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

(1) 6 月 1 日を基準日とする期末手当 6 月 30 日

(2) 12 月 1 日を基準日とする期末手当 12 月 10 日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第 28 条において「特定管理職員」という。）にあつては、6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80

(3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
（期末手当を支給しない場合）

**第26条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員。
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

（期末手当を一時差し止める場合）

**第27条** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日以内に、理事長に

対し、異議を申し立てることができる。ただし、60日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

**第28条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第25条第1項に定める支給日に同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち教員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に100分の60.7（特定管理職員にあっては、100分の78.7）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第 25 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 26 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 28 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 教員に対する勤勉手当については、第 1 項中「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。  
(休職者の給与)

**第 29 条** 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 15 条第 1 項 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 就業規則第 15 条第 1 項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前 5 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 25 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第 2 項、第 3 項又は第 5 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、第 26 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 29 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

**第30条** 公立大学法人福岡女子大学職員育児休業等に関する規程（平成18年法人規程第23号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- (4) 職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等取得者の給与）

**第31条** 職員が公立大学法人福岡女子大学職員介護休業等に関する規程（平成18年法人規程第24号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（報奨金）

**第32条** 教員のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

- 2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

**第33条** 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。

（派遣職員等の給与）

**第34条** 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡県条例第50号）に基づき、福岡県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する

手当がないときはこの規程による手当を支給する。

- 2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第 21 条に規定する時間外勤務手当は支給しない。
- 3 前 2 項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(端数計算)

**第 3 5 条** 第 15 条の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第 23 条、第 25 条第 4 項及び第 5 項並びに第 28 条第 2 項及び第 3 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

- 2 第 25 条第 2 項の期末手当基礎額又は第 28 条第 2 項前段の勤勉手当基礎額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

- 3 第 29 条第 2 項から第 5 項までの規定による給料及び地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

**第 3 6 条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(承継教員に係る経過措置)
- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第 3 項に規定する承継職員（以下「承継職員」という。）の給料については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 51 号。以下「学校職員給与条例」という。）に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。
- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。  
(平成 18 年度における給料月額の特例)
- 4 職員の給料月額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減

じた額とする。ただし、手当（第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）の算出の基礎となる手当を含む。）の額、給料の調整額及び勤務 1 時間当たりの給与額（第 19 条に適用する場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額、これらの規定により定められる額とする。

（平成 18 年度における管理職手当の額の特例）

- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職（理事長が別に定めるものを除く。）を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 12 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100 分の 4 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

（号給の切替え）

- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福岡県条例第 27 号。以下「平成 18 年学校職員給与条例等一部改正条例」という。）による改正前の学校職員給与条例（以下「改正前の学校職員給与条例」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級（施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 1 に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の切替え）

- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第 1 の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額（平成 22 年 1 月 1 日において適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に 100 分の 99.58 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1 級	1 号給から 32 号給まで

	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第25条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第25条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給料の調整額の経過措置）

- 13 承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額（平成22年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

（承継職員に係る経過措置）

- 14 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第

6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。

15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程（平成18年法人規程第17号）附則第7項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則（平成18年12月21日理事会決定）**

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年3月26日理事会決定）**

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年2月22日理事長専決）**

（施行期日）

1 この規程は、平成20年2月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第28条第2項の改正規程は平成19年12月1日から適用する。

**附 則（平成20年2月22日理事長専決）**

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年3月24日理事会決定）**

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年3月23日理事会決定）**

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年12月14日理事会決定）**

（施行期日）

1 この規程は、第6条教育職給料表（別表第1）、事務職給料表（別表第2）、第16条、附則9及び附則13は平成22年1月1日から、第15条、第19条、第20条、第25条及び第28条は平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年11月30日理事会専決）**

（施行期日）

1 この規程は、平成22年11月30日から施行する。

**附 則（平成22年12月1日理事会専決）**

（施行期日）

この規程は、第6条教育職給料表（別表第1）、事務職給料表（別表第2）、附則9は平成23年1月1日から、第25条及び第28条は平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の福岡女子大学職員給与規程第25条第2項の規定に関わらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という）から次に掲げる額の合計額（以下「調整の額」という）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整の額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 平成22年4月1日（同月2日から12月1日までの間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く）にあつては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料（調整額を含む）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号級から72号級まで
	2級	1号級から52号級まで
	3級	1号級から40号級まで
	4級	1号級から12号級まで
事務職給料表	1級	1号級から96号級まで
	2級	1号級から37号級まで
	3級	1号級から4号級まで

- 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額
- 平成22年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じた額

別表第1（第6条関係）教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	204,600	265,400	316,200	408,000
2	206,800	268,500	319,600	410,500
3	209,000	271,600	323,100	413,000
4	211,200	274,700	326,600	415,500
5	213,300	277,800	330,200	418,100
6	215,500	280,600	333,700	420,600
7	217,700	283,400	337,200	423,100
8	219,900	286,100	340,700	425,600
9	222,200	288,900	344,300	427,900
10	224,600	291,800	347,600	430,400
11	227,000	294,700	350,900	432,900
12	229,400	297,600	354,200	435,400
13	231,700	300,200	357,500	437,200
14	234,100	302,800	360,000	439,500
15	236,500	305,300	362,600	441,900
16	238,900	307,800	365,200	444,200
17	241,100	310,200	367,900	446,600
18	244,200	313,000	370,200	449,000
19	247,300	315,800	372,500	451,400
20	250,400	318,600	374,800	453,800
21	253,500	321,200	377,000	456,300
22	256,600	324,000	379,100	458,700
23	259,700	326,800	381,200	461,100
24	262,800	329,600	383,300	463,500
25	265,800	332,100	385,300	465,900
26	268,800	334,600	387,200	468,300
27	271,800	337,100	389,100	470,700
28	274,800	339,600	391,000	473,100
29	277,800	342,000	393,000	475,500
30	280,500	344,200	394,800	477,900
31	283,200	346,400	396,600	480,200
32	285,900	348,600	398,400	482,600
33	288,500	350,900	400,200	485,000
34	291,400	353,200	402,000	487,300

35	294,200	355,500	403,800	489,600
36	297,000	357,800	405,600	491,900
37	299,800	359,900	407,200	494,200
38	302,100	362,000	408,900	496,200
39	304,400	364,100	410,600	498,200
40	306,700	366,100	412,300	500,200
41	308,900	368,100	413,700	502,300
42	310,100	370,000	415,300	504,200
43	311,300	371,900	416,900	506,100
44	312,500	373,800	418,500	508,000
45	313,600	375,800	419,900	510,000
46	314,800	377,600	421,500	511,900
47	316,000	379,400	423,100	513,800
48	317,200	381,200	424,700	515,700
49	318,200	383,100	426,300	517,700
50	319,300	384,900	427,600	519,500
51	320,400	386,700	428,900	521,400
52	321,500	388,500	430,200	523,300
53	322,700	389,900	431,400	525,300
54	323,800	391,400	432,500	527,000
55	324,900	392,900	433,600	528,700
56	326,000	394,500	434,700	530,400
57	327,100	395,900	435,900	532,100
58	328,200	397,300	437,000	533,400
59	329,300	398,800	438,100	534,700
60	330,300	400,300	439,100	536,000
61	331,400	401,700	440,200	537,300
62	332,500	403,200	441,300	538,300
63	333,600	404,700	442,400	539,300
64	334,700	406,200	443,500	540,300
65	335,700	407,600	444,500	541,100
66	336,800	408,800	445,500	542,000
67	337,900	410,000	446,500	542,900
68	339,000	411,200	447,500	543,800
69	340,000	412,400	448,600	544,700
70	341,100	413,400	449,600	545,600
71	342,200	414,400	450,600	546,500
72	343,300	415,400	451,600	547,400

73	344,000	416,400	452,700	548,300
74	345,000	417,300	453,700	549,200
75	346,000	418,100	454,700	550,100
76	347,000	419,000	455,700	551,000
77	348,100	419,700	456,700	551,900
78	349,100	420,300	457,400	
79	350,100	420,900	458,100	
80	351,100	421,500	458,800	
81	352,100	422,100	459,600	
82	353,100	422,700	460,300	
83	354,100	423,300	461,000	
84	355,100	423,900	461,700	
85	356,000	424,400	462,200	
86	356,700	425,000	462,900	
87	357,400	425,600	463,600	
88	358,100	426,200	464,300	
89	358,900	426,700	464,800	
90	359,500	427,300		
91	360,100	427,900		
92	360,700	428,500		
93	361,300	428,900		
94	361,700	429,400		
95	362,200	429,900		
96	362,700	430,400		
97	363,300	431,000		
98	363,800	431,500		
99	364,300	432,000		
100	364,800	432,500		
101	365,300	433,100		
102	365,800	433,600		
103	366,300	434,100		
104	366,800	434,600		
105	367,400	435,200		
106	367,900			
107	368,400			
108	368,900			
109	369,500			
110	370,000			

111	370,500			
112	371,000			
113	371,600			
114	372,100			
115	372,600			
116	373,100			
117	373,600			
118	374,100			
119	374,600			
120	375,100			
121	375,600			
122	376,100			
123	376,600			
124	377,100			
125	377,600			
126	378,100			
127	378,600			
128	379,100			
129	379,600			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第6条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	135,600	261,900	366,200
2	136,700	264,000	368,800
3	137,900	266,000	371,400
4	139,000	268,100	374,000
5	140,100	270,200	376,300
6	141,200	272,300	378,800
7	142,300	274,400	381,300
8	143,400	276,500	383,800
9	144,500	278,600	386,400
10	145,900	280,700	389,100
11	147,200	282,800	391,800
12	148,500	284,900	394,500
13	149,800	287,000	397,100
14	151,300	289,200	399,400
15	152,800	291,500	401,700
16	154,400	293,800	404,100
17	155,700	296,100	406,400
18	157,200	298,200	408,500
19	158,700	300,500	410,600
20	160,200	302,800	412,700
21	161,600	305,100	414,800
22	164,300	307,300	416,800
23	166,900	309,600	418,800
24	169,500	311,900	420,800
25	172,200	314,200	422,900
26	173,900	316,400	424,500
27	175,600	318,600	426,100
28	177,300	320,800	427,700
29	178,800	323,000	429,400
30	180,600	325,200	430,700
31	182,400	327,300	432,000
32	184,200	329,400	433,300
33	185,800	331,400	434,600

34	187,600	333,500	435,900
35	189,400	335,600	437,200
36	191,200	337,700	438,400
37	192,800	339,800	439,700
38	194,600	341,500	440,600
39	196,400	343,500	441,500
40	198,200	345,500	442,400
41	200,000	347,500	443,200
42	201,800	349,400	444,000
43	203,600	351,300	444,800
44	205,400	353,200	445,600
45	207,000	355,100	446,400
46	208,900	357,000	447,200
47	210,800	358,800	448,000
48	212,700	360,600	448,800
49	214,600	362,300	449,400
50	216,500	364,200	450,200
51	218,400	365,600	451,000
52	220,300	367,100	451,800
53	222,000	368,600	452,400
54	223,900	370,100	453,200
55	225,800	371,300	454,000
56	227,700	372,500	454,800
57	229,300	373,700	455,400
58	231,100	374,700	456,200
59	232,800	375,600	457,000
60	234,600	376,500	457,800
61	236,100	377,400	458,400
62	237,600	378,400	
63	239,100	379,200	
64	240,600	380,000	
65	242,100	380,800	
66	243,600	381,700	
67	245,100	382,400	
68	246,700	383,100	
69	248,000	383,800	
70	249,600	384,500	
71	251,200	385,100	

72	252,800	385,800	
73	254,200	386,500	
74	255,600	387,000	
75	257,000	387,700	
76	258,400	388,400	
77	259,700	389,100	
78	261,100	389,600	
79	262,500	390,300	
80	263,900	391,000	
81	265,200	391,700	
82	266,400	392,200	
83	267,700	392,900	
84	269,000	393,600	
85	270,100	394,300	
86	271,400	394,800	
87	272,700	395,500	
88	274,000	396,200	
89	275,200	396,900	
90	276,300	397,300	
91	277,400	398,000	
92	278,500	398,700	
93	279,700	399,400	
94	280,700	399,900	
95	281,700	400,600	
96	282,700	401,300	
97	283,500	402,000	
98	284,400	402,500	
99	285,300	403,200	
100	286,200	403,900	
101	287,200	404,600	
102	288,000	405,100	
103	288,800	405,800	
104	289,600	406,500	
105	290,400	407,200	
106	290,900	407,700	
107	291,400		
108	291,900		
109	292,300		

110	292,700		
111	293,100		
112	293,500		
113	293,800		
114	294,200		
115	294,600		
116	295,000		
117	295,300		
118	295,700		
119	296,100		
120	296,500		
121	296,800		
122	297,200		
123	297,600		
124	298,000		
125	298,200		
126	298,600		
127	299,000		
128	299,400		
129	299,600		
130	300,000		
131	300,400		
132	300,800		
133	301,000		
134	301,400		
135	301,800		
136	302,200		
137	302,400		
138	302,800		
139	303,200		
140	303,600		
141	303,800		
142	304,200		
143	304,600		
144	305,000		
145	305,200		
146	305,600		
147	306,000		

148	306,400		
149	306,600		
150	306,900		
151	307,200		
152	307,500		
153	307,900		
154	308,200		
155	308,500		
156	308,800		
157	309,200		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第3（第6条第2項関係）級別標準職務表

## イ 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

## ロ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	事務職員の職務
2級	班長の職務
3級	部長の職務

## 別表第4（第10条第2項関係）調整基本額表

## ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,400円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,100円

## 附則別表

旧号棒	旧級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満		1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	1
	12 月以上		1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1
3	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
4	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
5	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
6	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
7	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2

	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
8	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
9	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
10	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
11	3 月未満	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未満	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
12	3 月未満	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未満	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
13	3 月未満	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未満	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
14	3 月未満	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	38	30

	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未満	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
20	3月未満	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
21	3月未満	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	66	58

	6月以上9月未満	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
22	3月未満	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
23	3月未満	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
24	3月未満	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
25	3月未満	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月未満	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
27	3月未満	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	89	
	6月以上9月未満	99	99	89	
	9月以上12月未満	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
28	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		

	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
29	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	105		
	6 月以上 9 月未満	107	105		
	9 月以上 12 月未満	108	105		
	12 月以上	109	105		
30	3 月未満	109			
	3 月以上 6 月未満	110			
	6 月以上 9 月未満	111			
	9 月以上 12 月未満	112			
	12 月以上	113			
31	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上 12 月未満	116			
	12 月以上	117			
32	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上 12 月未満	120			
	12 月以上	121			
33	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	122			
	6 月以上 9 月未満	123			
	9 月以上 12 月未満	124			
	12 月以上	125			
34	3 月未満	125			
	3 月以上 6 月未満	126			
	6 月以上 9 月未満	127			
	9 月以上 12 月未満	128			
	12 月以上	129			
35	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	129			

	6 月以上 9 月未満	129			
	9 月以上 12 月未満	129			
	12 月以上	129			